

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から45年3月まで
② 昭和57年1月から同年3月まで

申立期間①については、昭和40年ごろ、A市町村役場で夫婦一緒に国民年金の加入手続きを行い、その時に過去5年分の国民年金保険料をさかのぼって納付し、その後も夫婦二人分の保険料を納付していた。

申立期間②についても、金融機関で夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間①及び②が保険料納付済期間となるよう記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金保険料の納付記録がある昭和45年4月から60歳到達まで、申立期間②を除き、保険料をすべて納付しており、納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人は、申立期間②当時、住所を変更しておらず、経済状況等に大きな変化は無かったとしている上、A市町村が保管する国民年金保険料検認一覧表では、昭和57年度及び58年度について、申立期間②を除き、すべて3か月分ずつ現年度納付されていることが確認できることから、申立期間②についても保険料を納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人は、昭和40年ごろ、夫婦一緒に国民年金に加入し、過去5年分の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は48年2月7日に夫婦連番で払い出されており、この払出日以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、社会保険事務所が保管する申立人の妻の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、申立人の妻は、昭和48年1月18日に、41年4月から45年3月までの国民年金保険料を第1回特例納付により、同年4月から47年3月までの国民年金保険料を過年度納付により、それぞれさかのぼって納付していることが確認でき、申立人の45年4月から47年3月までの国民年金保険料についても、妻と同日に過年度納付したものと推認されるが、これについては、申立人夫婦が国民年金の加入手続を行ったと考えられる48年1月の時点で、申立人夫婦は60歳到達時において年金受給に必要な納付月数（300月）が満たせないことから、A市町村から勸奨を受けて、60歳到達時に300月を満たすように保険料をさかのぼって納付したものと考えられ、このことと申立期間①の保険料納付とを誤認しているものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年3月まで
② 昭和57年1月から同年3月まで

申立期間①については、昭和40年ごろ、A市町村役場で夫婦一緒に国民年金の加入手続きを行い、その時に過去5年分の国民年金保険料をさかのぼって納付し、その後も夫婦二人分の保険料を納付していた。

申立期間②についても、金融機関で夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間①及び②が保険料納付済期間となるよう記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金保険料の納付記録がある昭和41年4月から60歳到達まで、申立期間②を除き、保険料をすべて納付しており、納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人は、申立期間②当時、住所を変更しておらず、経済状況等に大きな変化は無かったとしている上、A市町村が保管する国民年金保険料検認一覧表では、昭和57年度及び58年度について、申立期間②を除き、すべて3か月分ずつ現年度納付されていることが確認できることから、申立期間②についても保険料を納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人は、昭和40年ごろ、夫婦一緒に国民年金に加入し、過去5年分の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は48年2月7日に夫婦連番で払い出されており、この払出日以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、社会保険事務所が保管する申立人の国民年金被保険者台帳(特殊台帳)によると、申立人は、昭和48年1月18日に、41年4月から45年3月までの国民年金保険料を第1回特例納付により、同年4月から47年3月までの国民年金保険料を過年度納付により、それぞれさかのぼって納付していることが確認できるが、これについては、申立人夫婦が国民年金の加入手続を行ったと考えられる48年1月の時点で、申立人夫婦は60歳到達時において年金受給に必要な納付月数(300月)が満たせないことから、A市町村から勧奨を受けて、60歳到達時に300月を満たすように保険料をさかのぼって納付したものと考えられ、このことと申立期間①の保険料納付とを誤認しているものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から50年3月まで

妻が出産のため会社を退職したので、息子誕生後の昭和51年1月から2月ごろ、妻と一緒に市町村役場に行き国民年金の加入手続をした。その際に、担当者から20歳以降の未納期間の保険料をさかのぼって納付するように言われ、納付に必要な国民年金保険料を確認し、後日3万円から4万円ほどの保険料を市町村役場で納付した。

その後、今日まで欠かさず保険料を納付してきたはずであり、国民年金納付記録において未納期間があることは納得できず、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金への加入手続を行ったと主張する昭和50年度以降、国民年金保険料を滞りなくすべて納付しているとともに、申立人及びその妻は、59年度から保険料を前納しているなど、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、市町村役場で国民年金への加入手続を行った際に、市町村役場職員から過去の保険料をさかのぼって納付することを勧められ、保険料納付に必要な保険料額を確認し後日改めて市町村役場に出向き、さかのぼって保険料納付したと主張しているところ、申立期間直後の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料を同年3月に納付していることが確認できることから、当該納付の時点で申立期間のうち、納付が可能であった過年度の保険料を納付しないのは不自然である。

さらに、市町村役場が保管している昭和50年度国民年金検認一覧表において納付が確認できる同年度の国民年金保険料とこの時点で過年度納付が可能であった48年度及び49年度保険料との合計額は、申立人が国民年金に加入手続した際に職員から勧められ、さかのぼって納付した保険料額として記憶している

額とほぼ一致する。

一方、申立人は息子誕生後の昭和51年1月から2月ごろに国民年金の加入手続をしたと主張しているが、その時点では、申立期間のうち、46年2月から48年3月までは時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所B支店における資格取得日は、昭和29年11月10日、資格喪失日は31年2月2日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万8,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、昭和31年2月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所本店における資格取得日に係る記録を同年2月2日に訂正し、同年2月の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和31年2月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかではないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年11月15日から31年2月2日まで
② 昭和31年2月2日から同年3月3日まで

昭和24年5月にA事業所に入社し、41年3月に退職するまで継続して勤務し、その間に休職や退職等の事実が無いにもかかわらず、申立期間①及び②において厚生年金保険の記録が欠落していることが分かった。当該記録は誤りであるので、記録を回復してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の厚生年金保険に係る記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録では、申立人は、昭和29年11月15日にA事業所本店における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、30年3月3日に再取得した記録となっている。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA事業所B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同姓同名及び生年月日が一致する者が、昭和29年11月10日にB支店において被保険者資格を取得し、31年2月2日に資格を喪失していることが確認できる。

また、当該申立期間について、申立人の雇用保険被保険者資格記録により申立人がA事業所において勤務したことは確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、調査の過程で確認された厚生年金保険被保険者記録は申立人のものであると認められる。

なお、昭和29年11月10日から31年2月2日までの標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA事業所B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、社会保険事務所が保管するA事業所本店及びB支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和31年2月2日にB支店において被保険者資格を喪失し、同年3月3日に本店において資格を取得していることから、当該期間における被保険者資格が中断していることが確認できる。

しかしながら、当該申立期間について、申立人の雇用保険被保険者資格記録により申立人がA事業所において勤務したことは確認できる。

また、社会保険事務所が保管する本店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において昭和31年3月3日に資格取得した5人のうち一人から「申立人は自分が入社する前から本店において勤務していた。」との供述が得られ、申立人は同年3月3日より前に本店で勤務していたことがうかがえる。

さらに、A事業所は既に廃業し、承継事業所も無いことから、申立人の当該申立期間に係る厚生年金保険料控除に関する資料は見当たらないが、雇用保険被保険者記録から判断して、申立人は正社員として継続して勤務し、保険料は控除されていたと推認できる。

加えて、当該申立期間の標準報酬月額については、申立人に適用されている本店における昭和31年3月の標準報酬月額から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に廃業しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年9月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月から54年3月まで

昭和50年9月に夫の会社が倒産し、それを機に、夫と共に市町村役場へ出向き、国民年金の加入手続をした。その後、毎月送付されて来る納付書で夫婦共に、毎月欠かさず納付してきたはずである。これまで、国民年金の保険料納付書を廃棄したことや保険料の納付督促を受けたことは無い。

私だけが未納とされている申立期間については記録が間違っていると思われるので、その訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「夫が厚生年金保険資格を喪失した昭和50年9月にA市町村役場で夫と共に国民年金の加入手続をし、その後、夫と一緒に国民年金保険料を納付してきた。」と主張しているが、社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、54年7月24日に払い出されていることから、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入とされており、市町村役場から保険料の納付書送付や督促はされていなかったものと推認される。

また、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、昭和51年2月に払い出されており、その番号の前後の払出番号において申立人の氏名は確認できない。

さらに、申立人は夫と一緒に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、夫については昭和51年度から3か月毎の分割納付で保険料を納付していることが確認できるものの、申立人の分割納付が確認できるのは昭和54年9月以降である上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から50年3月までの期間、58年1月から同年3月までの期間及び60年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から50年3月まで
② 昭和58年1月から同年3月まで
③ 昭和60年1月から同年3月まで

申立期間①については、昭和47年5月ごろにA市町村で国民年金に加入し、過去の未納分の国民年金保険料について、妻が一括して集金人に納付し、その後の保険料も集金人に納付していた。

また、申立期間②及び③については、B市町村において妻が納付書で保険料を納付していた。

未納となっているのは記録漏れだと思われるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和47年5月ごろにA市町村で国民年金に加入し、過去の未納分の国民年金保険料を一括して集金人に納付し、その後の保険料も集金人に納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は50年11月に払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が国民年金に加入し過去の未納分の国民年金保険料を納付したと主張している昭和47年5月ごろ及び申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された50年11月は、いずれも特例納付が実施されていた期間であるが、A市町村では、特例納付及び過年度納付に係る保険料を領収することは無かったと回答している。

さらに、申立人が記憶している申立期間①当時の近所の住人から、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる有力な供述は得られなかった。

加えて、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②及び③について、申立人は、B市町村において申立人の妻が国民年金保険料を納付書により納付していたと主張しているが、申立人の妻は「納付書が来たら納付していた。」と供述するのみであり保険料の納付状況等が不明である上、申立人の妻も申立期間②及び③の保険料は未納となっている。

また、B市町村が保管する国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料検認一覧表並びに社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）において、申立期間②及び③は未納と記録されていることが確認できる。

さらに、申立人が、申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人がすべての申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から44年3月まで

満60歳到達前に市町村役場で年金記録を確認したところ、国民年金加入当初から29か月間も未納となっていた。当時から母と共に自営をしており、店にいた母に国民年金を納付してもらっていた記憶があるので、同級生にも確認すると、同級生も加入当初からしばらくの間、未納期間があるとのことであった。昭和44年ごろから地区の婦人会が国民年金保険料を集金に来るようになったので、保険料の納付を自らするようにしたが、私自身は、国民年金への加入手続や申立期間当時の保険料納付に関与していない。しかし、20歳到達時に母が加入手続をし、それから国民年金保険料を納付してくれていたと確信しているので、その当時の市町村役場の入力ミスではないかとも思う。

加入当初からの29か月もの未納は納得できないので、調べた上で記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、亡くなった母に国民年金への加入手続及び国民年金保険料を納付してもらっていたと主張しているが、社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年9月20日に払い出されており、その時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間である上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、A市町村からは、「申立期間当時、B市町村(現在は、A市町村)では、婦人会に国民年金加入者のリストを渡し国民年金保険料集金業務を委託していたが、国民年金への加入勧奨までは委託していなかった。」との回答があることから、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しが確認できる昭和44年9月以前に、婦人会が市町村役場から渡されたリストには、申立人の氏名は無く、したがって、婦人会が、申立人宅及び職場に申立人の国民年金保険料を集金に来ることはなかったものと推認される。

さらに、申立人の母が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は申立期間に係る国民年金への加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の保険料納付を行ったとされる母は、既に亡くなっているため、国民年金の加入状況及び保険料の具体的な納付状況は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 9 月から同年 12 月まで

申立期間について、社会保険に加入させるとの条件でA事業所に勤務していたが、社長が手続に時間がかかると言って、いつまで経っても社会保険に加入してくれなかったので退職した。しかし、申立期間は厚生年金保険料を控除されていたはずなので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する出勤簿から、申立人は、申立期間のうち、平成7年9月13日から同年11月7日まで当該事業所に勤務していたことが確認できるが、当該事業所が保管する賃金台帳において、申立人の社会保険料が控除されている記録は無い。

また、事業主は、「B職の従業員には3か月の試用期間を設けており、申立人は3か月未満で退職したため、社会保険の加入手続は行っておらず、社会保険料も控除していなかった。」と供述している。

さらに、申立期間について、申立人の雇用保険の加入記録も確認できない。

なお、社会保険庁の記録では、当該事業所において厚生年金保険の加入記録がある者は、前述の事業主、女性の事務担当者（平成2年12月1日資格取得、11年6月9日資格喪失）及び申立人と同時期に入社したB職の同僚（平成7年11月16日資格取得、同年12月21日資格喪失）の3人が確認できるが、当該同僚について、事業主は、「配偶者の出産のために、どうしても健康保険証が必要だと言われたので、入社から3か月经過していなかったが、特別に社会保険に加入させたものである。」と供述していることから、社会保険の加入手続において例外的な取扱いが行われていたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。